

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十六日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十五号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十九条とし、第十二条の次に次の六条を加える。

（指定管理者の指定に係る申請書等）

第十三条 条例第八条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第四号様式）とする。

2 条例第八条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
 - 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- （指定管理者が行う管理の基準）

第十四条 条例第九条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開館時間は、第三条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 休館日は、第四条第一項に定めるとおりとすること。
- 三 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 四 奈良県文化会館の利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、同項第一号の開館時間を臨時に延長し、若しくは短縮し、又は同項第二号の休館日以外の日に休館し、若しくは休館日に開館することができる。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

（指定管理者に関する読替え）

第十五条 条例第八条第一項の規定により奈良県文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合についての第五条第一項、第五条の二、第六条第二項及び第三項、第七条から第十条まで、第十一条第三号並びに第十九条の規定の適用については、第五条第一項、第五条の二、第六条第二項及び第三項、第七条から第十条まで並びに第十一条第三号の規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第十九条の規定中「館長」とあるのは「知事」とする。

（奈良県文化会館運営等業務を実施する民間事業者の選定に係る申請書等）

第十六条 条例第十四条第一項の規則で定める申請書は、公共施設等運営権者選定申請書（第五号様式）とする。

2 条例第十四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（公共施設等運営権者に関する読替え）

第十七条 条例第十六条の規定により奈良県文化会館運営等業務を公共施設等運営権者に行わせる場合についての第七条、第九条及び第十一条第三号の規定の適用については、第十五条の規定にかかわらず、第七条、第九条及び第十一条第三号の規定中「館長」とあるのは「公共施設等運営権者」とする。

（添付書類の省略）

第十八条 条例第八条第三項の規定による申請及び条例第十四条第一項の規定による申請を同時に行う場合において、各申請書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書にこれを添付し、他の申請書にはその旨を記載して、一の申請書に添付した書類の添付を省略することができる。

第一号様式中「文化会館館長」を「文化会館館長」に改める。
指定管理者」

「文化会館館長」を「文化会館館長」に、「使用料」を「使用料又は利用料」に改める。

第三号様式中「文化会館館長」を「文化会館館長 指定管理者」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第 4 号様式（第 13 条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先

奈良県文化会館条例第 8 条第 3 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

第 5 号様式（第 16 条関係）

公 共 施 設 等 運 営 権 者 選 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
連 絡 先

奈良県文化会館条例第 14 条第 1 項の規定により、公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されたいので関係書類を添えて申請します。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県文化会館条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、この規則による改正後の奈良県文化会館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。